住所　茨城県つくば市東２丁目３番地６
夏書　平成３年６月７日生
住所　山口市吉敷赤田１丁目16番15号
金麗華　昭和53年３月19日生
住所　東京都調布市富士見町２丁目23番地
于雅子　平成５年３月31日生
住所　広島県三原市南方２丁目１番２号
フェリッペ・ハヤシダ　平成２年11月16日生
住所　東京都新宿区北町11番地
辛勇樹　昭和58年８月30日生
住所　東京都世田谷区等々力５丁目８番４―205号
朴一道　昭和44年11月24日生

**○外務省告示第二百二十七号**

ロシア連邦政府は、平成二十三年十二月十六日にジュネーブで作成されたロシア連邦の加入のためのマラケシュ協定へのロシア連邦の議定書」の受諾書を平成二十四年七月二十三日に世界貿易機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年八月二十二日に効力を生じ、ロシア連邦は、同日に世界貿易機関の加盟国となった。

（平成二十四年七月二十五日付け世界貿易機関事務局長書簡）

平成二十六年七月七日

外務大臣　岸田　文雄

**○外務省告示第二百二十八号**

平成二十六年四月二十二日にキシニョフで、モルドバ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルドバ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十六年五月二十一日に効力を生じた。

１　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

２　贈与額　三億円

３　署名者

日　本　側　坂田東一在モルドバ大使

モルドバ側　イウリエ・レアンカ首相

平成二十六年七月七日

外務大臣　岸田　文雄

**○農林水産省告示第九百号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県安曇野市明科東川手一二四五四、一二四五六、一二四五八、一二四六二、一二四六三の一、一二四六五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村浪合一一九二の一五〇六、一一九二の一五〇七、一一九二の一五一六、一一九二の一五一九、一一九二の一五二八、一一九六の四九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県飯田市南信濃和田一六三六、一六四二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡本山町七戸字口白髪山九二四の三・字桃木荒五八四の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び本山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町読書三一四七のハ、三一四七のニ、三一五五の一六、三一五五の一七、三一五五の一九、三一五五の二〇、三一五五の四三、三一五五の四七、三一五五の五一、三一五五のイの七、三一五五のイの三七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡箕輪町大字福与字峯山一九九九の一（次の図に示す部分に限る。）、一九九九の六、一九九九の一八、一九九九の一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）